

## 神戸市療育ネットワーク会議「第6回 医療的ケア児の支援施策検討会議」 議事要旨

(日 時) 令和2年11月26日(木) 15:00~17:00

(場 所) 三宮研修センター 705会議室

○…委員意見 ●…所管部署等の説明 ※いずれも要約

### 1. 教育・保育施設における医療的ケア児の受け入れについて

<事務局より資料1、資料2-1、資料2-2について説明後、委員による意見交換>

- 保育所等でのヒヤリハット・インシデント報告についてはどのようなになっているか。
- 医療的ケア児の受け入れに関しては、現在のところ、ヒヤリハット・インシデント報告はない。保育全体でのヒヤリハット報告の中に、「医療的ケア」に関する項目を入れて、各施設から報告が上がる仕組みにしている。
- 資料2-1の注意事項に「看護師の配置状況によっては、受け入れる時間を制限させていただく場合があります。」とはどのようなことか。
- 受け入れの段階で、保護者との面接による施設でのケアを想定した動きや、ケア・保育の展開の協議、看護師の医療施設での研修などに、約2カ月の準備期間がある。看護師の配置と準備が整ってからの受け入れになるため、受け入れ時期を保護者と相談する場合がある。また、神戸市の医療的ケアの提供の仕組みの中で、受け入れは必ず看護師がいることを前提にしている。何らかの理由で看護師が不在になる時間が発生すると、保育士ではケアの提供ができないため、保護者と受け入れ時間を相談する場合がある。看護師がいる時間帯での受け入れという点で影響を受ける。
- 医師を交えて定期的な会議は行っているのか。
- 保育所へは3か月ごとに所管課が巡回を行い、巡回の後、医療的ケア委員会を実施し、嘱託医や園医の先生に意見をいただいている。
- 人工呼吸器装着児の医療的ケアについては何か考えているのか。
- 現在は、吸引、酸素療法、導尿、経管栄養の4つのケアで受け入れている。人工呼吸器の児童が増えていることは承知しているが、健常児との集団保育の中で医療的ケア児を受け入れるには、子どもの安全面を十分に議論にした上で受け入れる必要があると考えている。将来的には、人工呼吸器の児童を集団の中に受け入れていくことが、子どもの成長にとっても非常に有意義なことだと考えているが、少しずつ安全性を確認しながら進めいきたい。
- 医療的ケア児の受け入れに関しては、児童発達支援センターや児童発達支援事業所との役割分担があると思うので、包括的な神戸市の仕組みを検討していただきたい。
- 訪問看護ステーションで子どもの医療的ケアをする看護師が少ないと聞いている。訪問看護ステーションは、神戸市で探すのか、受け入れ施設で探すのか。訪問看護ステーションとの連携の方法について伺いたい。

- 小児に特化した訪問看護ステーションが少ないことは承知している。受け入れ施設や保護者の方で探していただくことは難しいので、主治医の先生が勤務する病院の地域医療連携室にご協力いただき、訪問看護ステーションを紹介していただく形にしている。
- 資料2-1の注意事項に「施設への受入れ人数には制限があります」「受け入れ体制を整えるためには希望日からの受入ができない場合があります」などと記載があるのは、看護師の環境が整っていないことが原因なのか。
- 資料2-1の保育所、保育園、認定こども園は、看護師が常勤で職員として配置されている施設になる。資料2-2は、訪問看護ステーションを利用した幼稚園で、教育標準時間4時間のケアとなるので、幼稚園や1号認定の場合は、訪問看護ステーションでの実施が可能になれば、その後はスムーズに進む。

## 2. 神戸市立特別支援学校等における医療的ケアについて

<事務局より資料3、資料4、資料5について説明後、委員による意見交換>

- 特別支援学校における医療的ケアについての5つの課題及び報告をさせていただく。
  - 1つ目は、就学時の保育施設と教育委員会との連携について。前回の会議で、保育施設で十分な医療的ケアを受けた子どもたちが、特別支援学校では入学後に保護者の付き添いが必要になることや、スクールバスに乗れない場合があるなどの情報を就学前に伝え、保育施設と保護者と学校でしっかり就学を進めていくことが、検討事項になっていたので、進捗状況を教えていただきたい。
  - 2つ目は、宿泊時である。修学旅行やキャンプの時、人工呼吸器を使用している子どもたちには保護者に付き添いしていただいているが、保護者としては、他の子どもたちと同様に保護者の負担なしに行かせたい希望がある。学校指導医の先生を中心にした教育委員会主催の医療的ケア検討委員会で、保護者も納得できる宿泊時の付き添いの有無の条件を確立していく動きがある。
  - 3つ目は、通学に関すること。スクールバスに乗ったら吸引ができないなどの通学時に規制がある。看護師添乗による通学支援（タクシー添乗）が進められているが、看護師が安心して添乗できる体制整備が課題になっている。
  - 4つ目は、保護者支援。医療的ケアの中でも最重度な子どもの保護者の方は、子どもが生まれてから様々な課題を抱えながら子育てをされており、精神的にもしんどい思いをされている。教員が対応に苦慮することもある。
  - 5つ目は、医療的ケアを支える看護師の配置について。神戸市では、今年度、初めて友生支援学校に主任看護師として常勤看護師の配置がされた。他の学校は、すべてパート看護師で常勤ではないため、引継ぎや情報共有を工夫しながら行っている。常勤の看護師の配置を望む。
- 特別支援学校の課題は、看護師の不安の問題が大きいと感じる。支援学校では医療的ケアの児童数が非常に多く、常勤ではなく非常勤の看護師が日替わりで対応される。学校場面は教育が中心であるため、教室に看護師が待機されているわけではなく、ケアが必要なときに呼ばれて行く。保育所での看護師の対応と全然違う。常に顔を会わせない医療的ケア

児に対してどこまで責任を持てるのか、非常にしんどい状況と思われる。看護師の常勤配置など雇用の保障をしないと課題解決は難しい。

- 学校での看護師の雇用の問題は、全国的にも大きな問題であり、大抵の場合は非常勤の雇用である。学校の看護師に対する研修については、今年度から兵庫県が学校看護師向けの研修を実施している。
- 就学時の保育施設と教育委員会との連携については、学校での医療的ケアについてのパンフレットの作成が兵庫県教育委員会で検討されている。
- 医療的ケア児が小学校へ入学すると、保護者の就労の機会が失われるのか。
- 特別支援学校では、看護師、もしくは、3号研修（喀痰吸引等研修）を受講した教員が医療的ケアを行うことになるが、保護者の方の付き添いが不要となるまでには一定期間が必要になる。経管栄養や導尿の場合は比較的短期間だが、人工呼吸器の場合は保護者の方と一緒に子どもの様子をみながら生活状況を把握するため期間が長くなる。保護者の承諾を得て協力いただいている現状がある。
- 訪問看護ステーションへの報酬が高齢者と障害福祉サービスでは差異があることも、看護師の保障ができていないことの要因ではないか。
- 報酬改定の情報について詳細は聞いていないが、国として、医療的ケアや重度の方の対応の方向性（看護師配置や医療連携に関しての報酬増）は出ていることは認識している。報酬改定については、看護師の人材の確保の一助として事業所には伝えていきたい。
- 神戸市の障害児通所事業所での医療的ケアや専門職の配置状況の把握はどうなっているのか。
- 看護師の配置や、看護師職員加配加算や医療連携体制加算の請求については把握しているが、まだ少数である。医療的ケアとは限らないが、重症心身障害児の対応している事業所は、放課後デイサービスで15か所／約240か所、重症心身障害児の体制以外でも受け入れている事業所も一定数あるが全体的な把握には至っていない。
- 家族支援の観点から、3つの課題について述べたい。
  - 1つ目が、家庭でケアを担っているのは、主に母親なので、とても大きな負担となっている。夜中でも起きないといけないため、レスパイトの受け皿が充実するのが大きな課題、レスパイト入院できる施設の整備が必要である。
  - 2つ目に、医療ケア児に対する介護のために、家族への負担が大きく、地域の中で取り残されていることがある。孤立させないためのサポート体制の整備が必要ではないか。
  - 3つ目に、医療的ケア児の兄弟が取り残されてしまっていることが多い。ケア児に介護が必要なために、家族の目が兄弟にまで行き届きにくいことがある。兄弟へのサポートの必要性。
- 神戸市では、医療的ケア児をレスパイトで受け入れる施設が非常に少ない。医療的ケア児のレスパイト入院や短期入所は、人手やリスクの問題もあり覚悟が必要。報酬的にも割に合わない事業なので、十分な人材を配置できる体制が整えられるように国に働きかけて考えていただきたい。

○家族の孤立化に関して。神戸市の療育センターでは、肢体不自由児の場合、医療的ケアの有無に関わらず、母子（親子）で通園している。家族にとってはかなり負担である一方で、同じような疾患を持つ母親（家族）同士のピアサポートや精神的な支え合いができる。保育所等では、大抵1つの保育所に1人の医療的ケア児となるが、母親間の交流はどうされているのか。

●保育所等では受け入れ人数が1～2名のため、母親同士の交流までには至っていない。

○厚労省のガイドラインでは、保育所等における保育士に関しても3号研修等の研修を受講する人材育成についての提言がされているが、神戸市ではどのように考えているのか。

●保育士の3号研修については、今後検討の上、将来的には進めていく方向としたい。

### 3. 医療的ケアにかかる支援者への人材育成について

<委員による意見交換>

○看護師の確保に関して、大人の看護をしてきた方が、途中から医療的ケア児の看護には入りにくい。将来のことを見据えて、学生の段階から、医療的ケア児についての講義・講座を増やすとか、保育園に行ってボランティアを行うとか、看護師の意識が医療的ケア児へ向くようなことをやって行けばよいのではないか。

○保育士の採用面接時に、中学生時代に「トライやる・ウィーク」で保育・教育施設で体験し興味を持った、という話を多く聞く。医療的ケアに関する事業を体験する機会はあるのか。

●特別支援学校や地域の学校では、中学生の「トライやる・ウィーク」、高校生のボランティアを受け入れている。大学では教員の免許取得のためには、特別支援学校等への介護等体験（実習）が必須である。特別支援教育に興味はなかったが、介護等体験に行ったことで、特別支援学校の教員になる学生もいる。中学生、高校生、大学生の実習やボランティアを受けて入れていくことも、将来の人材育成につながる特別支援学校の大事な役割である。

○少子化で大病院でなければ小児を扱う看護学生の実習ができない実情があり、自信を持って小児の支援ができる看護師は少ない。看護学校でも、特別支援学校等の地域に出て行く実習もかなり増えてきており、訪問看護ステーションも実習枠も広がった。

また、看護師が技術を磨くことも大事である。子育てが一段落してからパートで支援学校に勤務する看護師も多いが、スキルアップへの支援が必要である。リスクへの不安に対しては、事故発生時の組織としてのフォローやサポート体制の整備が必要である。

### 4. その他

<委員による意見交換>

○医療的ケア児の災害支援の状況についてお伺いしたい。

○酸素や呼吸器の必要な方を優先に、災害時の停電でどれくらいバッテリーが持つのか、避難をどうするのかなどの災害対応マニュアルの作成を神戸市とにこにこハウス医療福祉センターですすめている。

●災害時の電源の確保については、健康局がバッテリーの補助事業（在宅人工呼吸器使用患者非常用電源整備事業）を実施している。